

解散認証申請についての案内（宗教法人を解散するとき）

解散とは、宗教法人が宗教活動を行う目的を停止し、財産関係を清算すべき状態になることであり、解散した宗教法人は直ちに消滅するのではなく、清算の目的の範囲内において存続し、清算手続きを経た後に消滅します。

宗教法人は、任意に解散できるほか、破産、裁判所の解散命令等によっても解散となります。

1. 任意解散に係る手続きの流れ

1	規則で定める手続 <ul style="list-style-type: none">・ 責任役員会の議決（下記5の清算人の選任、下記8の残余財産の処分方法の決定について、併せて行ってもよい）・ その他の機関（総会、総代等）の議決又は同意・ 包括宗教団体の承認
2	解散公告 <ul style="list-style-type: none">・ 信者その他の利害関係人に対して、解散に意見があれば公告の日から2月以上の一定の期間内に申し述べるべき旨を公告します。・ 公告をする際には、公告したことが確認できる写真を撮影しておきます。
3	解散の認証申請 <ul style="list-style-type: none">・ 解散公告で定めた期間が経過した後、県知事に対して解散の認証申請をします。（私学・法人課へ書類送付します。）
4	県知事の認証（私学・法人課が行います。）
5	解散及び清算人就任の登記及び県知事への届出 <ul style="list-style-type: none">・ 県知事の認証書の交付から2週間以内に解散及び清算人就任の登記を行い、登記後速やかに県知事に届け出る必要があります。・ 清算人は、規則に別段の定めがなく、解散に際して代表役員以外の者を選任しなければ、代表役員が就任します。
6	債権者に対して債権申出の公告 <ul style="list-style-type: none">・ 県知事の認証書の交付から2月以内に3回、官報に掲載します。（宗教法人法第49条の3）・ 内容は、債権者に対し、2月以上の一定の期間を定め、その期間内に請求の申出を行うこと、期間内に申し出ないときは、その債権は清算から除斥されることを公告します。

7	知れている債権者に対する催告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権の申出を各別に催告します。 ・ 知れている債権者がいない場合は不要です。
8	債務の弁済 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産が債務を完済するのに不足することが明らかになったときは、直ちに破産宣告を請求し、その旨を公告（官報に掲載）しなければなりません。
9	残余財産の処分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記6「債権者に対して債権申出の公告」で定めた期間の経過後、規則に定める方法によって処分し、定めがないときは、他の宗教団体又は公益事業のために処分することができます。 ・ 処分を行わない場合は、国庫に帰属することになります。
10	清算結了の登記及び県知事への届出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記9「残余財産の処分」の所有権移転登記の終了から2週間以内に清算結了の登記を行い、登記後速やかに県知事に届け出る必要があります。

2. 解散認証申請に係る提出書類

1	解散認証申請書
2	解散理由書
3	責任役員会議事録（写し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事経過では、議案に賛成した役員数を明示してください。
4	その他の機関（総会、総代等）の同意書（写し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則で定めがある場合に必要です。
5	包括宗教団体の承認書（写し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則で定めがある場合に必要です。
6	公告証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公告書（写し）」と「公告したことが確認できる写真」も添付してください。 ・ 公告期間には初日と最終日は算入しないため、「○年4月1日から○年6月2日まで2ヶ月間、事務所の掲示場に掲示した。」のように表示してください。
7	異議に関する証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告の結果、異議を申し述べた人がいた場合は、その処置について記載します。 ・ 異議を申し述べた人がいなかった場合は、その旨を記載します。

3. 解散および清算人就任の登記後の届出に必要な書類

1	宗教法人解散届
2	清算人就任届
3	宗教法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

4. 清算終了の登記後の届出に必要な書類

1	清算終了届
2	宗教法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

5. 参考：宗教法人法

(解散の事由)

第四十三条 宗教法人は、任意に解散することができる。

2 宗教法人は、前項の場合のほか、次に掲げる事由によって解散する。

一 規則で定める解散事由の発生

二 合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）

三 破産手続開始の決定

四 第八十一条第一項の規定による所轄庁の認証の取消し

五 第八十二条第一項の規定による裁判所の解散命令

六 宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡

3 宗教法人は、前項第三号に掲げる事由に因つて解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(任意解散の手続)

第四十四条 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、第二項及び第三項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。

2 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその**公告の日から二月を下らない**一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない。

(任意解散の認証の申請)

第四十五条 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

- 一 解散の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定による手續）を経たことを証する書類
- 二 前条第二項の規定による公告をしたことを証する書類

(債権の申出の催告等)

第四十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、**少なくとも三回の公告**をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、**二月を下ることができない**。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、**官報に掲載**してする。